

## 原子炉等規制法に基づく火災防護対策の概要（案）

- 消防機関が査察(立入検査)等の機会を通じ、原子力事業者が講ずる火災防護対策を事前確認する際の参考資料として作成する。
- 対象施設は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「炉規法」という。）（昭和32年法律第166号）第43条の3の5第2項第5号の「発電用原子炉施設」とする。
- 整理範囲は、炉規法第43条の3の6第1項第4号の「原子力規制委員会規則で定める基準」のうち、火災防護対策に関する部分(※)とする。  
 ※ 実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準（原規技発第1306195（平成25年6月19日原子力規制委員会決定）（以下「審査基準」という。））
- 火災防護対策として講じている措置内容の例示は、公表されている資料から引用する。

### <資料イメージ>

#### 【対象施設】タービン建屋（例）

目 的			措置内容(例)		審査基準	備 考
火災発生防止	漏えい・拡大防止	〇〇油の漏えい拡大防止	オイルパンの設置	設置	2.1.1(1)①	
火災発生防止	火災発生防止	可燃性物質の内包不可	変圧器・遮断器等は不燃性材料・難燃性材料を使用	材料材質	2.1.2(2)	安全機能を有する構築物等
感知・消火	早期の火災感知	異なる種類の感知器設置	煙感知器, 火災感知器, 温度感知器の組み合わせ	設置	2.2.1(1)②	
感知・消火	消火	自動消火設備等の設置	自動消火設備・手動操作の固定式消火設備	設置	2.2.1(2)②	原子炉の高温・低温停止を達成・維持する安全機能を有する構築物等設置区域
火災の影響軽減	影響軽減対策設計	3時間以上の耐火性能を有する耐火壁による分離	防火隔壁による分離	材料材質・設計	2.3.1(1)	原子炉の高温・低温停止を達成・維持する安全機能を有する構築物等設置区域
火災の影響軽減	影響軽減対策設計	火災区画内・隣接火災区画間の延焼防止	防護対象機器・ケーブル間の距離6m以上を確保	設計	2.3.1(2)a	